

特別養護老人ホーム 三重の里

(正式入所・多床室) 料金表(1ヶ月)

R6.8 改

利用者負担段階	介護度	負担割合		お部屋代	お食事代	お支払合計
第1段階 ・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者 境界層該当者	1	3割	66,023	0	9,300	75,323
	2	3割	73,524			82,824
	3	3割	81,342			90,642
	4	3割	88,841			98,141
	5	3割	96,233			105,533
第2段階 ・ 市町村民税世帯非課税であって、 [合計所得金額+課税年金収入額※≤80万円/年] を満たす者 ・ 境界層該当者	1	3割	66,023	13,330	12,090	91,443
	2	3割	73,524			98,944
	3	3割	81,342			106,762
	4	3割	88,841			114,261
	5	3割	96,233			121,653
第3段階 ① ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の者 ・ 市町村民税課税層における特例減額措置※の適用がある者 <small>※利用者負担第4段階は、「特定入所者介護(支援)サービス費」の支給対象外であるが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所(個室の場合。多床室は対象外)し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護(支援)サービス費」の適用にあたり、利用者負担段階を変更し、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置。</small>	1	3割	66,023	13,330	20,150	99,503
	2	3割	73,524			107,004
	3	3割	81,342			114,822
	4	3割	88,841			122,321
	5	3割	96,233			129,713
第3段階 ② ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の者 ・ 市町村民税課税層における特例減額措置※の適用がある者 <small>※利用者負担第4段階は、「特定入所者介護(支援)サービス費」の支給対象外であるが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所(個室の場合。多床室は対象外)し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護(支援)サービス費」の適用にあたり、利用者負担段階を変更し、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置。</small>	1	3割	66,023	13,330	42,160	121,513
	2	3割	73,524			129,014
	3	3割	81,342			136,832
	4	3割	88,841			144,331
	5	3割	96,233			151,723
第4段階 ・ 本人は市町村民税非課税者だが、同じ世帯に課税者がいる者 ・ 市町村民税本人課税者	1	3割	66,023	26,040	42,780	134,843
	2	3割	73,524			142,344
	3	3割	81,342			150,162
	4	3割	88,841			157,661
	5	3割	96,233			165,053